

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月26日
【会社名】	東海観光株式会社
【英訳名】	TOKAI KANKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目16番45号
【電話番号】	東京03(5488)1010(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理管掌取締役 宍戸 佐太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目16番45号
【電話番号】	東京03(5488)1010(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理管掌取締役 宍戸 佐太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年3月23日開催の取締役会において、当社が今井荘事業、南山荘事業及び今井浜温泉事業並びにこれに付帯関連する事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務のすべてを平成24年5月1日に新たに設立する株式会社アゴラ・ホテルマネジメント伊豆（以下「本件新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を実施することとし、本件新設分割に係る新設分割計画を承認いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社は昨年より、当社の主力事業である宿泊事業に事業ドメインを回帰すべき、ホテル事業を拡充してまいりましたが、当社内での宿泊施設運営と、宿泊施設不動産の所有とを切り離すことにより、各事業の推進体制の効率化および迅速化を図ります。

(2) 新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を新設分割会社、本件新設会社（株式会社アゴラ・ホテルマネジメント伊豆）を新設分割設立会社とする新設分割とし、本件新設分割に際し、本件新設会社の株式を配当財産とする剰余金の配当は行いません（物的分割）。

新設分割に係る割当ての内容

本件新設会社は、本件新設分割に際し、普通株式20株を発行し、当社に対し、本件新設分割により当社から承継する権利義務に代えて、当該発行株式のすべてを割り当て交付し、当社の100%子会社となります。

新設分割の日程

新設分割計画作成の取締役会決議日	平成24年3月23日
本件新設会社の設立の登記をする日	平成24年5月1日（予定）

なお、本件新設分割により本件新設会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額は、当社の総資産額として会社法施行規則第207条で定める方法により算定される額の5分の1を超えないため、本件新設分割は、会社法第805条に基づき、株主総会の決議による新設分割計画の承認を受けずに行います。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年3月23日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記のとおりです。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件新設会社が発行する株式の数については、本件新設分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当社と本件新設会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、本件新設会社の資本金の額を考慮した結果、本件新設分割に際して、本件新設会社が普通株式20株を発行し、本件新設分割により当社から承継する権利義務に代えて、当該発行株式のすべてを、当会社に割り当て交付することが相当であると判断しました。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、
総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント伊豆
本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目2 - 6
代表者の氏名	代表取締役 浅生 亜也
資本金の額	1百万円（設立時資本金）
純資産の額	10百万円（予定）
総資産の額	30百万円（予定）
事業の内容	宿泊施設の運営

新設分割計画書

東海観光株式会社（以下「当社」という。）は、当社が本件事業（第2条に定義する。）に関して有する権利義務すべてを新たに設立する株式会社に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を実施するにあたり、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本件新設会社）

1. 本件新設分割における新設分割設立株式会社（以下「本件新設会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

本件新設会社の目的は、別紙「本件新設会社定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本件新設会社は、株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント伊豆と称し、英文ではAGORA Hotel Management Izuと表示する。

(3) 本店の所在地

本件新設会社の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は、東京都港区虎ノ門5丁目2 - 6とする。

(4) 発行可能株式総数

本件新設会社の発行可能株式総数は、1000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本件新設会社の定款で定める事項は、別紙「本件新設会社定款」に記載のとおりとする。

第2条（本件事業）

本計画において「本件事業」とは、当社の今井荘事業、南山荘事業及び今井浜温泉事業並びにこれに付帯関連する事業をいう。

第3条（設立時取締役）

本件新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

浅生 亜也

佐藤 暢樹

第4条（本件新設分割により承継する権利義務）

1. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件新設会社の成立の日（以下「本件新設会社成立日」という。）において本件事業に属する資産、負債及び雇用契約その他の権利義務であって、固定資産以外のものとする。なお、本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する資産及び負債の評価は、平成23年12月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件新設会社成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。
2. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する債務は、本件新設会社が重畳的にこれを引き受ける。

第5条（本件新設分割に際して交付する本件新設会社の株式及びその割当て）

本件新設会社は、本件新設分割に際し、普通株式20株を発行し、当社に対し、本件新設分割により当社から承継する権利義務に代えて、当該発行株式のすべてを割り当て、交付する。

第6条（本件新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件新設会社成立日における本件新設会社の資本金及び準備金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資本金の額 1,000,000円
- (2) 資本準備金の額 9,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円

第7条（本件新設分割期日）

本件新設会社の設立の登記をすべき日（以下「本件新設分割期日」という。）は、平成24年5月1日とする。ただし、本件新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、本件新設分割期日を変更することができる。

第8条（本計画の変更及び本件新設分割の中止）

本計画作成後、本件新設会社の成立の日までの間に、当社の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本件事業に関する重要な契約を当社から本件新設会社に承継させることができない場合、その他本件新設分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、本件新設分割の条件その他の本計画の内容を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、本件新設分割につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（競業避止義務）

当社は、本件新設分割の効力発生後も、本件新設会社に対し、本件事業について競業避止義務を負わない。

本計画作成の証として本書を作成する。

平成24年3月23日
東京都港区高輪二丁目16番45号
東海観光株式会社
代表取締役社長 ホーン・チョン・タ

(別紙)

本件新設会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アゴラ・ホテルマネジメント伊豆と称し、英文ではAGORA Hotel Management Izuと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ホテル、旅館及び公衆浴場等の施設の経営、運営、管理、売買、企画開発及びコンサルティング
- (2) リラクゼーション等の施設の経営、運営、管理、売買、企画開発及びコンサルティング
- (3) セミナー及び研修等の企画及び運営
- (4) 物品の企画及び販売
- (5) ホテル、旅館での各種式典、パーティー及び催し物の企画、斡旋及び経営
- (6) 軽食、弁当、惣菜等調理食品及び飲食品の製造及び販売
- (7) 飲食店の経営
- (8) 演劇及び映画等の各種興行、遊技場、スポーツ施設の企画、斡旋及び経営
- (9) 旅行業
- (10) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 駐車場の経営
- (12) 不動産の売買、賃貸、管理並びにその利用
- (13) 宿泊施設に付帯するその施設の会員権の販売及び仲介
- (14) 家庭用電気製品、飲料品、食料品、日用雑貨、衣料品、スポーツ用品、印紙、切手の販売
- (15) 酒類及びタバコの販売業
- (16) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当社は、当社の株式（自己株式を含む。）又は新株予約権を引受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、取締役の決定により、その募集事項及び会社法第202条第1項各号又は第241条第1項各号に掲げる事項を定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録請求)

第11条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要

に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により、社長がこれを招集する。社長に事故又は支障があるときは、他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日の3日前までに、当該株主総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

（招集手続の省略）

第14条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（決議の省略）

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

第20条 当社は、取締役を1名以上置く。

（取締役の選任の方法）

第21条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第23条 当会社に取締役2名以上いるときは、代表取締役1名を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

2. 代表取締役を社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

3. 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

（役付取締役）

第24条 前条のほか、取締役の決定をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

（取締役の報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

（事業年度）

第26条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当及び除斥期間）

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2. 剰余金の配当が支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

（最初の事業年度）

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成24年12月31日までとする。

（設立時代代表取締役）

第29条 当会社の設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代代表取締役 浅生 亜也

